

はじめに

本校の教育活動の基本は「すべての子どもの学習を保障する」ことです。そのために「いじめは、どの学校でも、どこの学級にも、どの子どもにも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の子どもが、楽しく安心して学校生活を送ることができる、「いじめを絶対に許さない学校」をつくるために「新金岡東小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

1. いじめの定義（いじめ防止条例推進法第2条）

児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2. いじめに対する基本認識

本校のすべての教職員は「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」「いじめは人権侵害であり、絶対に許さない」という認識と姿勢で対応する。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられた子どもに対しては、共感的立場に立ち、支援を行い絶対に守り通す。
- (3) いじめた子どもに対しては、被害児童の心身の苦痛に気付かせ、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者への信頼関係づくりと支援、地域や関係機関との連携、協力を努める。

3. 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 道徳、特別活動等を通して、規範意識や集団の在り方等についての学習を行う。
- (3) 学校生活での悩みや困りごとを解消するために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (4) 教職員がいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善・充実を図る。
- (6) 子ども理解、発達課題等などに関する教員研修の充実、いじめ相談体制の整備点検、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7) 教職員間もとより、地域や関係機関とも定期的な情報交換、日常的な連携を深める。
- (8) 授業がわからない、ついていけない等の原因がストレスとならないよう、一人ひとりを大切にした「わかる」「できる」授業づくり等の日々の授業改善・工夫に努める。
- (9) 子どもがストレスを感じた場合、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりすることにより、ストレスをコントロールできるように授業や教育相談等を通じて学ばせる。
- (10) iシステムを活用し、いじめの未然防止・早期発見に努め、いじめ防止集会を実施し予防教育の推進を図る。

4. 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで多く発生しており、学校は全教職員で全力で実態把握に努める。

- (1) いじめの存在を疑う。(例：いじめ対応チェックリスト、日常生活の観察等)
- (2) 子どもの声に耳を傾ける。(例：アンケート調査、生活ノート、個別面談等)
- (3) 子どもの行動を注視する。(例：日常生活の見守り、チェックリスト、いじめの防止授業等)
- (4) 保護者と情報を共有する。(例：連絡ノート、電話・家庭訪問、PTA の会議等)
- (5) 地域と日常的に連携する。(例：地域行事への参加、関係機関との情報共有等)

5. 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期(原則 24 時間以内)に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消をめざす。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的、具体的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめをした子どもには、被害児童の心身の苦痛に気付かせ、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) いじめが解消した後も再発防止のために、保護者と連絡を行いながら見守り活動を継続的に行う。
- (7) いじめられた子どもが、落ち着いて教育を受けられる安心できる環境の確保に努める。

6. いじめアンケート調査などの実施

6 月、10 月、1 月の計 3 回、いじめアンケート調査を実施する。いじめ問題が生じたときには、必要に応じて「アンケート」「調査」を実施し、早期に適切な対応を行う。

7. 対応システム及び校内研修の実施

生徒指導主任、学級担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、人権担当、スクールソーシャルワーカー (SSW)、スクールカウンセラー (SC)、教務主任、教頭および校長を構成員とし、i システムを活用した「校内いじめ対策委員会」を設置する。

本委員会は、いじめを発見した場合の迅速な対応といじめ防止に向けた取組の定期的な点検、必要に応じた見直しを図り、工夫改善に努める。

【いじめに対する措置】

- (1) いじめを発見・通報を受けた教職員は「校内いじめ対策委員会」に直ちに報告、情報共有し、原則 24 時間以内に対応する。
- (2) 当該組織が中心となり、速やかに関係児童等から事情を聴き取り、いじめの事実の有無の確認を行い、解決の方向を具体的に決定する。
- (3) いじめの問題等に関する指導を具体的に記録・保存し、児童等の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。
- (4) 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者などの外部専門家にも参加してもらい、指導・助言を求める。
- (5) 3 ヶ月たっても改善が見られないときは、早急に別途具体的方針を立てる。
- (6) 「いじめ防止の具体的な取組」をテーマにした校内研修を 7 月に実施する。

【子どもの教育相談】

- ・子どもの発達課題をはじめ、いじめ・体罰・セクハラ・虐待等々の保護者の相談を行う。
- 《相談窓口》 校長・教頭 TEL 072-255-8414

- ・担任だけではなく複数の教員が（校長・教頭をはじめ、学年主任や生徒指導特別支援教育コーディネータ養護 教諭・スクールカウンセラー等）相談内容に応じて同席する。
- ・事案によっては、関係機関とも連携しながら、その子に合った指導や配慮事項を考え、適切な指導・支援の方法を決定する。

※重大事態への対処について、重大事態の認知後、教育委員会に報告を行い、本委員会が調査機関として、事実確認等、徹底した調査に努め、調査結果についても、教育委員会に迅速に報告します。

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
- ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合があったとしても、事実しつかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

※ 文部科学省「学校用 重大事態対応フロー図」より

8. ネット上のトラブル対応について

携帯電話の普及に伴い、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、中高学年を対象にネットいじめ防止授業等を実施し、ネット上のトラブルの未然防止に努める。なお、保護者においてもこれらについての理解を求める。また、子どもが悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。さらに、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて、法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに北堺警察署に通報し、適切に援助を求める。

9. いじめ防止対策における留意事項

- (1) からかいや悪ふざけなど、いじめが疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止めること。
- (2) いじめを知らせてきた児童等の安全は十分に確保すること。
- (3) いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別な指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をすること。
- (4) いじめを見ていた児童等に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えること。（傍観者への対応）
- (5) いじめをはやしたてるなど同調していた児童等に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させること。（観衆への対応）
- (6) 学校評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童等や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果をふまえて、改善に取り組むこと。
- (7) 教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう、留意すること。

生徒指導委員会（いじめ防止に関する）年間指導計画

堺市立新金岡東小学校

月	学校行事等	いじめ防止に関する取組	教科との 関連	担当者等	連携する 外部専門家 等 (市教委含 む)
4	始業式 家庭訪問	縦割り活動(～3月) 校内いじめ対策委員会 「楽しいクラスをつくろう」 非行防止教室(5年)	特別活動	児童会担当 生指主任 担任・担当	
5	校外学習 運動会				
6	スポーツテスト 学校区青少年育成協 議会 いじめ防止集会 個人懇談	いじめアンケート①個人面談① 東っ子いじめ防止集会 いじめ予防カード		生指主任・担任 児童会担当 担任	少年補導サポ ートセンター
7		非行防止教室(6年) いじめ巡回相談員との情報交換 いじめ防止対策委員 取組に対する点検・評価		担任・担当 管理職 生徒指導主任・主事	
8	夏季休業	人権に関する職員研修会への参加 (堺人権等)		人権担当	
9	修学旅行	「心の悩み等相談週間」①			
10	臨海学校	いじめアンケート②・個人面談②		生徒指導主任・担任	
11	校外学習② にんげん学習交流会	CAP プログラム(5年)		人権担当	
12	授業参観 個人懇談	「心の悩み等相談週間」② いじめ防止対策委員 取組に対する点検・評価		生徒指導主任・主事	
1	あいさつ運動	いじめアンケート③・個人面談③		生徒指導主任・担任	
2	お別れ遠足	東っ子いじめ防止集会		児童会担当	
3	卒業式 終業式	一年間の振り返り・学校評価 いじめ防止対策委員 取組に対する点検・評価		管理職・教職員 生徒指導主任・主事	P T A